

平成21年度 第2回
福岡市国民健康保険運営協議会

会議資料

日 時： 平成22年1月20日（水）
午後5時30分 ～ 午後7時（予定）
場 所： 天神ビル11階 10号会議室

目 次

ページ

I 平成22年度福岡市国民健康保険事業の運営について

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 平成21年度決算見込 | 1 |
| | ◆平成21年度決算見込表（予算現額比） | |
| 2 | 平成22年度予算（案）について | 3 |
| | ◆国民健康保険事業基数 | |
| | ◆平成22年度予算（案） | |
| | （1）予算規模 | |
| | （2）主な歳出 | |
| | （3）主な歳入 | |
| 3 | 一人あたり保険料について 諮問① | 7 |
| | ◆保険料試算表 | |
| 4 | 賦課限度額について 諮問② | 9 |
| 5 | その他制度改正（予定）について | 11 |
| | （1）福岡市国民健康保険運営協議会委員定数の改正について | |
| | （2）非自発的失業者の保険料の軽減について | |
| | （3）普通調整交付金減額基準の緩和について | |
| | （4）資格証明書交付世帯の高校生世代への短期証交付について | |

II 財政健全化に向けた取組について

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 今後の見通し | 12 |
| | （1）高齢化の進展と医療費の増嵩 | |
| | （2）国民健康保険財政の見通し | |
| 2 | 財政健全化に向けた取組 | 13 |
| | （1）収入の確保、支出増加の抑制 | |
| | （2）単年度収支均衡のための対策 | |
| | （3）累積赤字への対応 | |

- | | |
|---------------------|----|
| ○福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿 | 17 |
| ○事務局関係者名簿 | 18 |
| ○用語解説 | 19 |

I 平成 22 年度福岡市国民健康保険事業の運営について

1. 平成 21 年度決算見込

◆平成 21 年度決算見込表（予算現額比）

【歳出】 (単位:百万円)

	予算現額 (A)	決算見込 (B)	増減 (B-A)
保険給付費	87,151	86,650	△501
後期高齢者支援金	15,508	15,508	△0
介護納付金	5,700	5,682	△18
老人保健拠出金	881	842	△39
共同事業拠出金	18,251	17,428	△823
保健事業費	935	904	△31
総務費	2,180	2,180	-
繰上充用金	8,240	6,912	△1,328
予備費	844	-	△844
その他	170	158	△12
計	139,860	136,265	△3,595

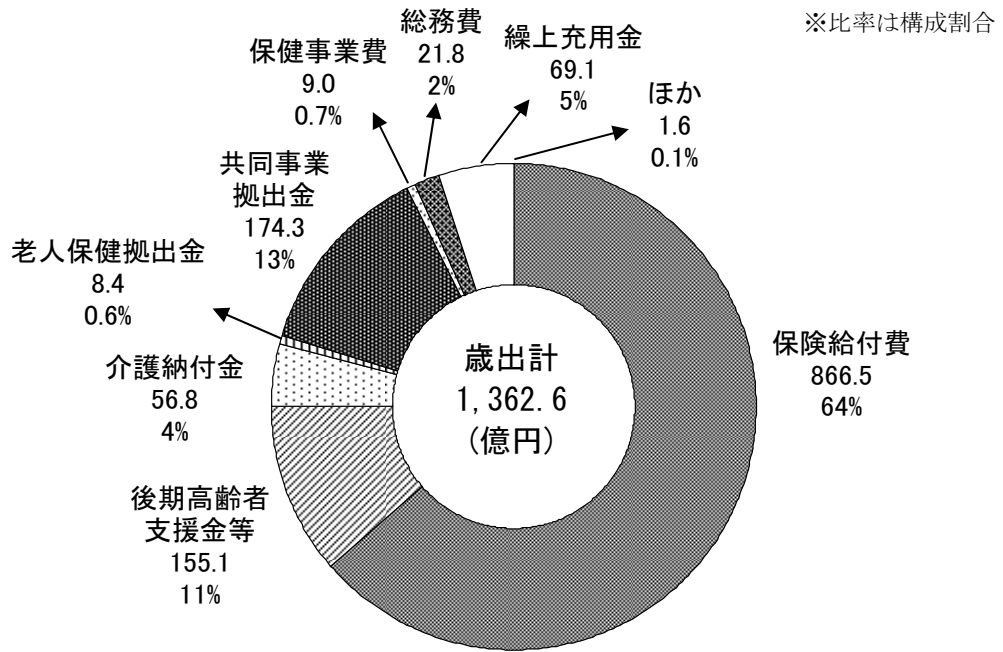
【歳入】

	予算現額 (C)	決算見込 (D)	増減 (D-C)
現年度保険料	29,427	27,982	△1,445
滞納繰越保険料	8,592	1,302	△7,290
小計	38,020	29,285	△8,735
国庫支出金	34,539	33,820	△719
県支出金	5,958	5,422	△536
前期高齢者交付金	21,053	22,685	1,632
共同事業交付金	17,798	16,629	△1,169
療養給付費交付金	4,551	4,068	△483
一般会計繰入金	17,608	17,368	△240
その他	333	421	88
計	139,860	129,697	△10,163

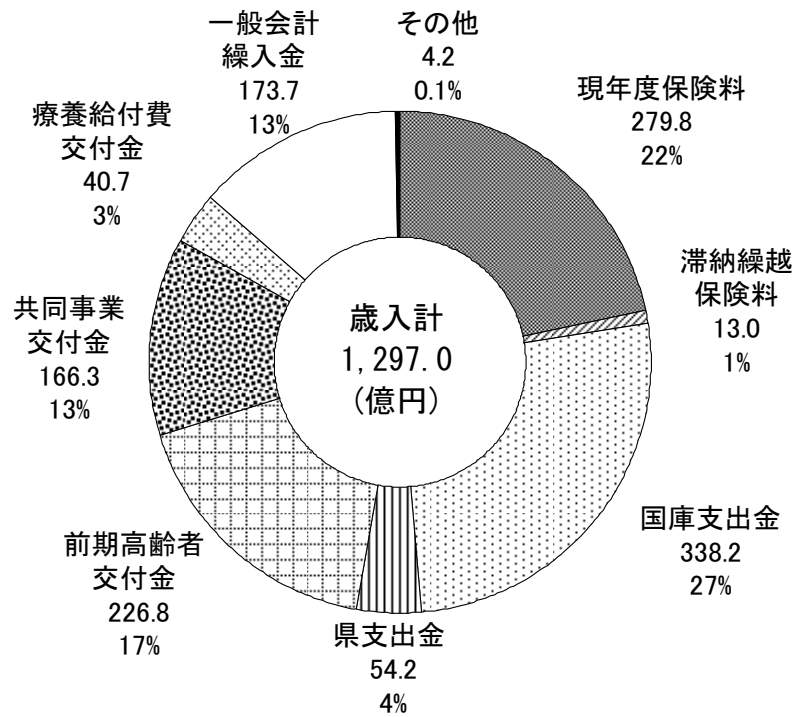
決算収支見込 歳出 1,363 億円 - 歳入 1,297 億円 = △66 億円(見込)

- 歳出： ・ 保険給付費を始め、ほぼ予算どおりの執行の見込。
- 歳入： ・ 保険料収納率は前年を上回るものの、保険料収入額は予算を下回る見込。
・ 前期高齢者交付金は予算を上回るものの、概算交付額であるため平成 21 年度の本市国民健康保険の前期高齢者の医療給付費実績等を踏まえ 2 年後の平成 23 年度に精算されます。

【平成 21 年度決算見込：歳出】



【平成 21 年度決算見込：歳入】



2. 平成 22 年度予算(案)について

◆国民健康保険事業基数

- ・ 高齢化の進展や診療報酬の改定増により、一人あたり医療費は、平成 21 年度決算見込から約 3 %の増加

区 分		22年度	21 年 度		増減(伸び率%)	
		予算案 (A)	当初予算 (B)	決算見込 (C)	対21年度予算 (A-B)	対21年度決算見込 (A-C)
世帯数(世帯)		217,600	214,200	216,600	3,400 (1.59)	1,000 (0.46)
被 保 険 者 数 (人)	全 体	359,400	357,400	357,100	2,000 (0.56)	2,300 (0.64)
	一 般	345,900	344,400	344,100	1,500 (0.44)	1,800 (0.52)
	退 職	13,500	13,000	13,000	500 (3.85)	500 (3.85)
	(再掲) 前期高齢者	91,300	89,200	89,900	2,100 (2.35)	1,400 (1.56)
(医 療 費) (千 円)	全 体	109,031,534	105,327,470	105,140,417	3,704,065 (3.52)	3,891,117 (3.70)
	一 般	103,932,528	100,558,568	100,243,863	3,373,961 (3.36)	3,688,665 (3.68)
	退 職	5,099,006	4,768,902	4,896,554	330,104 (6.92)	202,452 (4.13)
	(再掲) 前期高齢者	50,789,013	48,389,579	48,898,414	2,399,434 (4.96)	1,890,598 (3.87)
医 療 費 (円 当 た り)	全 体	303,371	294,705	294,428	8,666 (2.94)	8,943 (3.04)
	一 般	300,470	291,982	291,322	8,488 (2.91)	9,148 (3.14)
	退 職	377,704	366,839	376,658	10,865 (2.96)	1,046 (0.28)
	(再掲) 前期高齢者	556,287	542,484	543,920	13,803 (2.54)	12,367 (2.27)
介 護	世 帯	100,800	100,000	100,400	800 (0.80)	400 (0.40)
	被保険者数	125,400	124,600	125,000	800 (0.64)	400 (0.32)

◆平成 22 年度予算(案)

(1) 予算規模

- ・ 保険給付費が増加するものの、後期高齢者支援金や繰上充用金等の減少により、総額では 6 億円減。単年度の国保運営に要する事業予算は 11 億円増（総額から繰上充用金を除いた額）

(単位:億円)

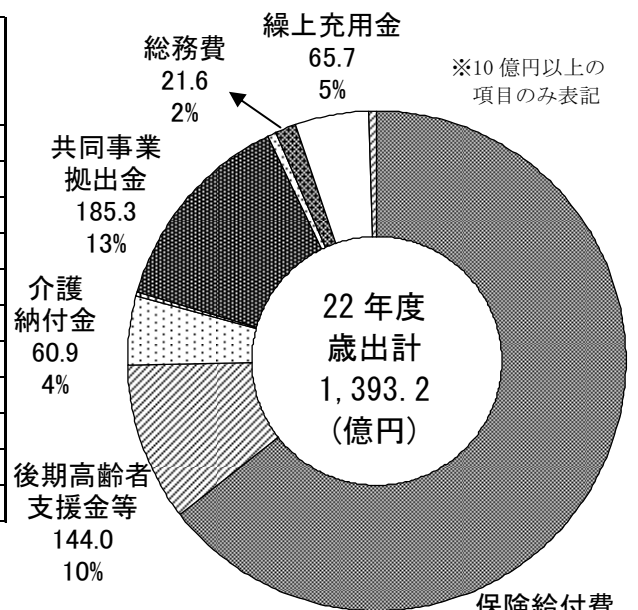
	22 年度 予算案 (A)	21 年度 当初予算 (B)	増 減 (A-B)
総 額	1,393	1,399	△6
繰上充用金を除く	1,328	1,317	11

繰上充用金： 会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる額。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないこととされている。

【歳出】

(単位:千円)

	22年度 予算案 (A)	21年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)
保険給付費	89,737,900	87,150,900	2,587,000
後期高齢者支援金	14,397,400	15,482,600	△ 1,085,200
介護納付金	6,094,700	5,700,400	394,300
老人保健拠出金	335,600	881,000	△ 545,400
共同事業拠出金	18,528,200	18,250,600	277,600
保健事業費	884,000	934,800	△ 50,800
総務費	2,164,727	2,232,522	△ 67,795
繰上充用金	6,568,100	8,240,300	△ 1,672,200
予備費	468,500	869,200	△ 400,700
その他	145,300	169,900	△ 24,600
計	139,324,427	139,912,222	△ 587,795



(2) 主な歳出

ア 保険給付費

- ・ 医療給付費 88,459,200 千円 (3%増) ※平成21年度当初予算比
- ・ 出産育児一時金 917,700 千円 (一件あたり 420,000 円)
- ・ 葬祭費 76,000 千円 (一件あたり 50,000 円)
- ・ 審査支払手数料 285,000 千円

イ 後期高齢者支援金

- ・ 国より示された一人あたり負担額及び20年度精算分を計上
平成22年度分概算負担額 15,607,516 千円 (一人あたり負担額 44,297 円、+2.42%)
平成20年度分精算額 △1,210,116 千円 ※平成21年度当初予算比

ウ 介護納付金

- ・ 国より示された第2号被保険者(40~64歳)一人あたり負担額及び20年度精算分を計上
平成22年度分概算負担額 6,630,392 千円 (一人あたり負担額 52,200 円、+3.78%)
平成20年度分精算額 △535,692 千円 ※平成21年度当初予算比

エ 老人保健拠出金(平成22年度で終了)

- ・ 国より示された平成20年度精算分(平成20年3月診療分)を計上
335,600 千円

オ 共同事業拠出金

- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会が算定する保険者ごとの拠出見込額と過去の実績をもとに計上
18,528,200 千円

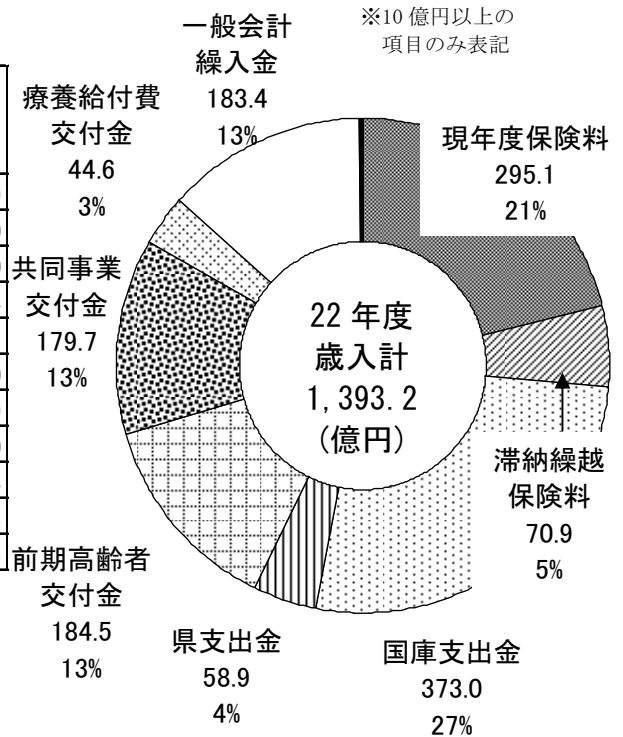
カ 保健事業費

- ・ 特定健診、特定保健指導 677,590 千円
健診項目として心電図と貧血の実施対象を全受診者へ拡大
受診率目標: 22年度 40%
- ・ はりきゅう費助成等 206,410 千円

【歳入】

(単位:千円)

	22年度 予算案 (C)	21年度 当初予算 (D)	増減 (C-D)
現年度保険料	29,507,800	29,427,300	80,500
滞納繰越保険料	7,085,000	8,592,300	△ 1,507,300
小計	36,592,800	38,019,600	△ 1,426,800
国庫支出金	37,295,950	34,538,946	2,757,004
県支出金	5,886,450	5,958,456	△ 72,006
前期高齢者交付金	18,448,100	21,052,500	△ 2,604,400
共同事業交付金	17,971,000	17,798,000	173,000
療養給付費交付金	4,458,200	4,610,700	△ 152,500
一般会計繰入金	18,342,125	17,645,581	696,544
その他	329,802	288,439	41,363
計	139,324,427	139,912,222	△ 587,795



(3) 主な歳入

ア 医療給付費等に対する関連歳入

- 国県支出金

医療給付費等の歳出に対し、基準に基づき見込額を計上

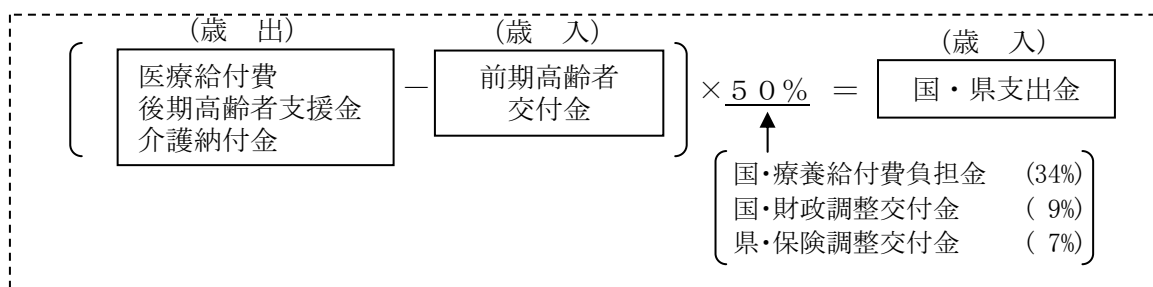
国庫支出金	37,295,950 千円
県支出金	5,886,450 千円

- 前期高齢者交付金

国より示された係数にもとづく交付金及び20年度精算分を計上

平成22年度分概算交付額	20,966,907 千円
平成20年度分精算額	△2,518,807 千円

【医療給付費等に係る国県負担の大きなスキーム】



イ 共同事業交付金

- 福岡県国民健康保険団体連合会が算定する保険者ごとの交付見込額と過去の実績をもとに計上 17,971,000 千円

ウ 一般会計繰入金 繰入総額 183.4 億円(平成 21 年度当初から 7.0 億円増)

(単位:億円)

	22 年度 予算案 (A)	21 年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)
法定繰入額	107.2	103.6	3.6
法定外繰入額	76.2	72.8	3.4
(うち市独自ルール分)	(70.2)	(69.0)	(1.2)
(うち保険料据置分)※特例措置	(6.0)	(3.8)	(2.2)
合 計	183.4	176.4	7.0

(単位:円)

一人あたりの繰入額	51,035	49,372	1,663
-----------	--------	--------	-------

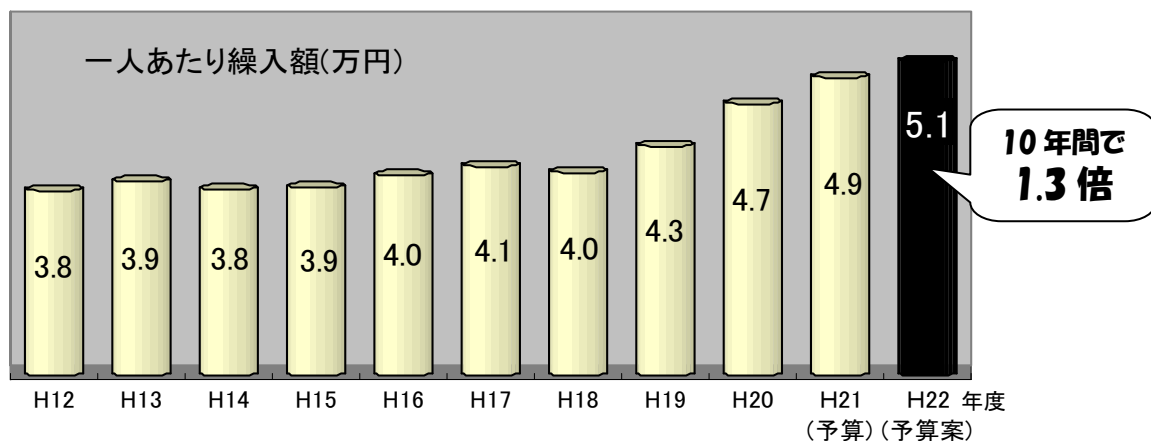
- 国民健康保険事業は、医療給付費等の額から、一定の基準で算定される国・県支出金や、他の医療保険からの負担*、一般会計からの繰入金、残りを保険料で賄うしくみとなっています。このため、医療費が増えると保険料も増えることになります。

*他の医療保険からの負担：前期高齢者交付金、療養給付費交付金(財源の大部分は、被用者保険の保険料)

- しかしながら、国民健康保険は被保険者の年齢構成上、医療費が被用者保険に比べて高水準であり、一方で低所得者が多いという状況であることから、本市では一般会計から多額の繰入(国保被保険者以外の市民も負担)を行い、財政運営の安定、保険料負担増の緩和を図ってきています。
- 平成 22 年度においても、医療費が増加することが見込まれますが、現下の経済情勢、雇用状況等を総合的に勘案し、保険料負担に十分配慮するため、本市の厳しい財政状況の中、一般会計繰入を増額し、一人あたり保険料を前年度と同額に据え置きます。

《ポイント》

- ◎繰入総額は、183.4 億円で 21 年度より7億円増額
- ◎法定外繰入を 3.4 億円増額
- ◎保険料据置のために6億円を繰入(法定外繰入)
- ◎一人あたりの繰入額は、過去最高額



エ 保険料

- 歳出から保険料以外の収入を引いた残り、収支均衡のため必要となる収入

3. 一人あたり保険料について **諮問①**

高齢化等により医療費が増加する見込みですが、現下の経済情勢、雇用状況等を勘案し、一般会計繰入を増額し、一人あたり保険料（医療＋支援分）を据え置きます。

諮問内容	年額	対前年度比	※参考：21年度
一人あたり保険料 (必要収入額)	医療給付費分	57,741円 (1,970円引上げ)	55,771円
	後期高齢者支援金等分	16,258円 (1,970円引下げ)	18,228円
	介護納付金分	20,995円 (762円引下げ)	21,757円

《一人あたり保険料の算定方法》

$$\begin{aligned}
 & \text{A} & \text{B} & \text{C} \\
 & \text{歳出額} & - & \text{関連歳入} & - & \text{一般会計繰入} \\
 & & \text{D} & & & \\
 = & & \text{現年分保険料 (予算値)} & & & \\
 & & \text{G} & & & \\
 \div & & \text{被保険者数 (予算値)} & & & \\
 = & & \boxed{\text{一人あたり保険料 (予算値)}} & & &
 \end{aligned}$$

保険料試算表

	①医療給付費分(一般被保険者) ＜医療分＞		②後期高齢者支援金等分 ＜支援分＞		③介護納付金分 ＜介護分＞		④退職者分	⑤事務費	⑥合計 (①～⑤)		
		平成22年度 予算案	平成21年度 当初予算	平成22年度 予算案	平成21年度 当初予算	平成22年度 予算案	平成21年度 当初予算	平成22年度 予算案	平成22年度 予算案	平成22年度 予算案	平成21年度 当初予算
被保険者数(人) G	345,900	344,400	345,900	344,400	125,400	124,600	13,500		359,400	357,400	2,000
保険給付費	85,528,300	82,905,000					4,209,600		89,737,900	87,150,900	2,587,000
後期高齢者支援金等			14,397,400	15,482,600					14,397,400	15,482,600	△ 1,085,200
介護納付金					6,094,700	5,700,400			6,094,700	5,700,400	394,300
老人保健拠出金	335,600	881,000							335,600	881,000	△ 545,400
共同事業拠出金	18,528,200	18,250,600							18,528,200	18,250,600	277,600
保健事業費	884,000	934,800							884,000	934,800	△ 50,800
総務費							2,164,727		2,164,727	2,232,522	△ 67,795
繰上充用金	5,013,000	7,177,100	1,384,100	427,600	171,000	635,600			6,568,100	8,240,300	△ 1,672,200
予備費	426,700	826,800					41,700	100	468,500	869,200	△ 400,700
その他	93,900	117,600	26,500	26,500	10,500	10,900	14,400		145,300	169,900	△ 24,600
計 A	110,809,700	111,092,900	15,808,000	15,936,700	6,276,200	6,346,900	4,265,700	2,164,827	139,324,427	139,912,222	△ 587,795
国庫支出金	28,830,650	25,809,646	5,957,600	6,367,800	2,507,700	2,361,500			37,295,950	34,538,946	2,757,004
県支出金	4,681,450	4,683,846	758,700	819,900	319,600	319,100		126,700	5,886,450	5,958,456	△ 72,006
前期高齢者交付金	18,448,100	21,052,500							18,448,100	21,052,500	△ 2,604,400
共同事業交付金	17,971,000	17,798,000							17,971,000	17,798,000	173,000
療養給付費交付金	881,600	974,200	586,400	562,800	62,000	48,700	2,928,200		4,458,200	4,610,700	△ 152,500
滞納繰越保険料	5,716,400	7,785,600	1,289,200	427,600	63,000	350,100	16,400		7,085,000	8,592,300	△ 1,507,300
その他	195,250	192,908			49,500		42,400	42,652	329,802	288,439	41,363
計 B	76,724,450	78,296,700	8,591,900	8,178,100	3,001,800	3,079,400	2,987,000	169,352	91,474,502	92,839,341	△ 1,364,839
一般会計繰入金 C	13,517,200	13,588,800	1,592,400	1,481,000	641,600	556,500		1,995,475	17,746,675	17,645,581	101,094
現年度保険料(A-B-C) D	20,568,050	19,207,400	5,623,700	6,277,600	2,632,800	2,711,000	1,278,700		30,103,250	29,427,300	675,950
計	110,809,700	111,092,900	15,808,000	15,936,700	6,276,200	6,346,900	4,265,700	2,164,827	139,324,427	139,912,222	△ 587,795

一人あたり保険料(予算値)(D÷G)	ア 59,462	イ 55,771	ウ 16,258	エ 18,228	オ 20,995	カ 21,757
前年度との差額	+3,691		△1,970		△762	

医療分+支援分保険料	
平成22年度 ア+ウ	75,720円
平成21年度 イ+エ	73,999円
1,721円増	

一般会計繰入金を追加 E 595,450千円 ※経済情勢等に配慮した特例措置

(医療分保険料を引下げ)

現年度保険料(D-E) F	19,972,600千円
---------------	--------------

一人あたり保険料(予算値)(F÷G)	キ 57,741	イ 55,771	ウ 16,258	エ 18,228
前年度との差額	+1,970		△1,970	

医療分+支援分保険料	
平成22年度 キ+ウ	73,999円
平成21年度 イ+エ	73,999円
据置	

医療分+支援分+介護分保険料	
平成22年度 キ+ウ+オ	94,994円
平成21年度 イ+エ+カ	95,756円
762円引下げ	

繰入総額
183.4億円 (21年度比 7億円増)

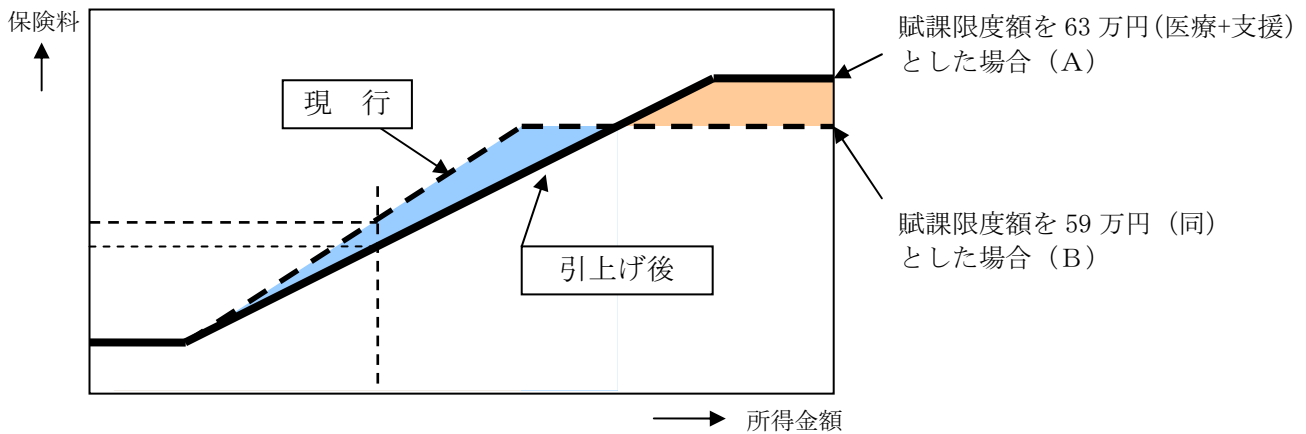
4. 賦課限度額について **諮問②**

諮問内容		年額	対前年度比	※参考：21年度
賦課限度額 (国が定める 上限と同額)	医療給付費分	500,000円	(30,000円引上げ)	470,000円
	後期高齢者支援金等分	130,000円	(10,000円引上げ)	120,000円
	介護納付金分	100,000円	(据置)	100,000円

■ 賦課限度額改正について

- ・ 保険料は、給付に対する保険料の負担が過度なものとならないように政令により上限が定められています。各市町村はこの政令に定められている額を上限に条例で賦課限度額を規定します。
- ・ 賦課限度額を引き上げることで、所得割料率が低下し中間所得世帯の負担軽減を図る効果があるため、本市においては政令に定める上限を賦課限度額としています。
- ・ 政令が改正される見込（平成22年4月～）であるため、本市も賦課限度額を改正する予定です。

【賦課限度額の違いによる保険料比較】



※賦課限度額を高くした場合(A)、所得割保険料率は下がる(仰角が緩やかになる)ため、中間所得者世帯の保険料負担が軽減されます。

《参考》

【賦課限度額の推移】

(単位:円)

	本市国民健康保険			国		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
平成19年度	560,000	-	90,000	560,000	-	90,000
平成20年度	470,000	120,000	90,000	470,000	120,000	90,000
平成21年度	470,000	120,000	100,000	470,000	120,000	100,000
平成22年度(案)	500,000	130,000	100,000	500,000	130,000	100,000

《参考》

■ 平成 22 年度の料率

- ・ 均等割、世帯割は、医療＋支援分の合計を平成 21 年度と同額とします。
- ・ 所得割は、平成 22 年 6 月に数値を算定し確定します。

【料率比較】

(単位:円)

		医療分	支援分	医療＋支援分	介護分
平成22年度	均等割	22,137	6,598	28,735	8,396
	世帯割	25,703	7,514	33,217	6,963
	所得割	6月確定	6月確定	6月確定	6月確定

平成21年度	均等割	21,432	7,303	28,735	8,623
	世帯割	24,825	8,392	33,217	7,163
	所得割	8.31%	2.94%	11.25%	2.79%

差	均等割	705	△705	0	△227
	世帯割	878	△878	0	△200

■ 平成 22 年度の均等割額・世帯割額の据置について

- ・ 均等割額と世帯割額については、保険料総額の 30%を被保険者数、20%を世帯数で按分し算出することが福岡市国民健康保険条例の本則に定められています。(所得割は、保険料総額の 50%を加入者の所得で按分)
- ・ 平成 19 年度以降、医療＋支援分の均等割と世帯割の合計額については、低所得世帯の負担増を抑えるため前年同額としてきました。
- ・ 平成 22 年度保険料について、賦課割合を条例本則の算定とした場合は、均等割と世帯割が平成 21 年度に比べ増加することが見込まれます。
- ・ 特に低所得世帯の負担増を抑えるため、平成 22 年度の医療分と支援分の均等割額と世帯割額の合計額を平成 21 年度と同額することにより、医療分の均等割と世帯割の賦課割合が条例本則に対し減少します。

【賦課割合】

保険料総額(賦課総額)		
(条例本則の賦課割合)		
均等割 (30)	世帯割 (20)	所得割 (50)
(平成 22 年度の賦課割合)		
均等割・世帯割		所得割

5. その他制度改正(予定)について

(1) 福岡市国民健康保険運営協議会委員定数の改正について

厚生労働省の通知も踏まえ、本市国民健康保険の運営に当たって広く意見をいただくため、運営協議会委員定数に被用者保険等の代表者を加えます（現行 18 名→20 名）。

※本市の国保条例を改正し、平成 22 年 7 月の委員改選時から実施予定

(2) 非自発的失業者の保険料の軽減について

倒産、解雇等の事業主都合や雇用期間満了などにより離職した者（非自発的失業者）で 65 歳未満の者の国民健康保険料について、失業から一定の期間、前年の給与所得を 100 分の 30 として算定するという法改正が予定されています。

※国が法改正を行った場合、本市の国保条例も改正し、平成 22 年 4 月から実施予定

(3) 普通調整交付金減額基準の緩和について

収納率の高い 75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う収納率の低下を踏まえ、普通調整交付金の減額判定の基準となる収納率が概ね 1% ずつ引下げとなる予定。

※国が省令改正を行い、平成 21 年度交付金算定から適用予定

【財政調整交付金減額率表（抜粋）】

改正前(現行)		(単位:%)	改正予定(平成21年度より適用予定)		
一般被保険者に係る 保険料収納割合		減額率	一般被保険者に係る 保険料収納割合		減額率
88 以上	90 未満	5	87 以上	89 未満	5
85	88	7	84	87	7
82	85	9	81	84	9
(中略)			(中略)		
75 未満		20	75 未満		20

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令別表第 4 より抜粋（被保険者10万人以上）

(4) 資格証明書交付世帯の高校生世代への短期証交付について

資格証明書交付世帯にいる子どもに対し、短期被保険者証を交付する措置の対象を高校生世代までに拡大する法改正が予定されています。

※国の法改正に基づき実施

II 財政健全化に向けた取組について

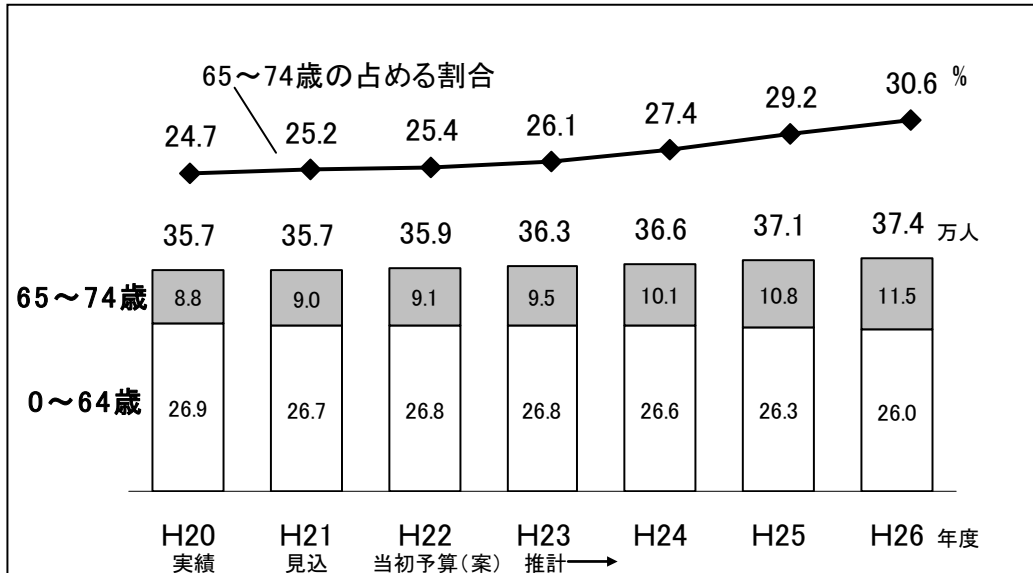
1 今後の見通し

今後の財政状況の見込と健全化に向けた取組は、国による制度改革の内容が現時点では不明であるため、医療保険制度が現行の枠組みで継続した場合として大まかな試算を行っています。

(1) 高齢化の進展と医療費の増嵩

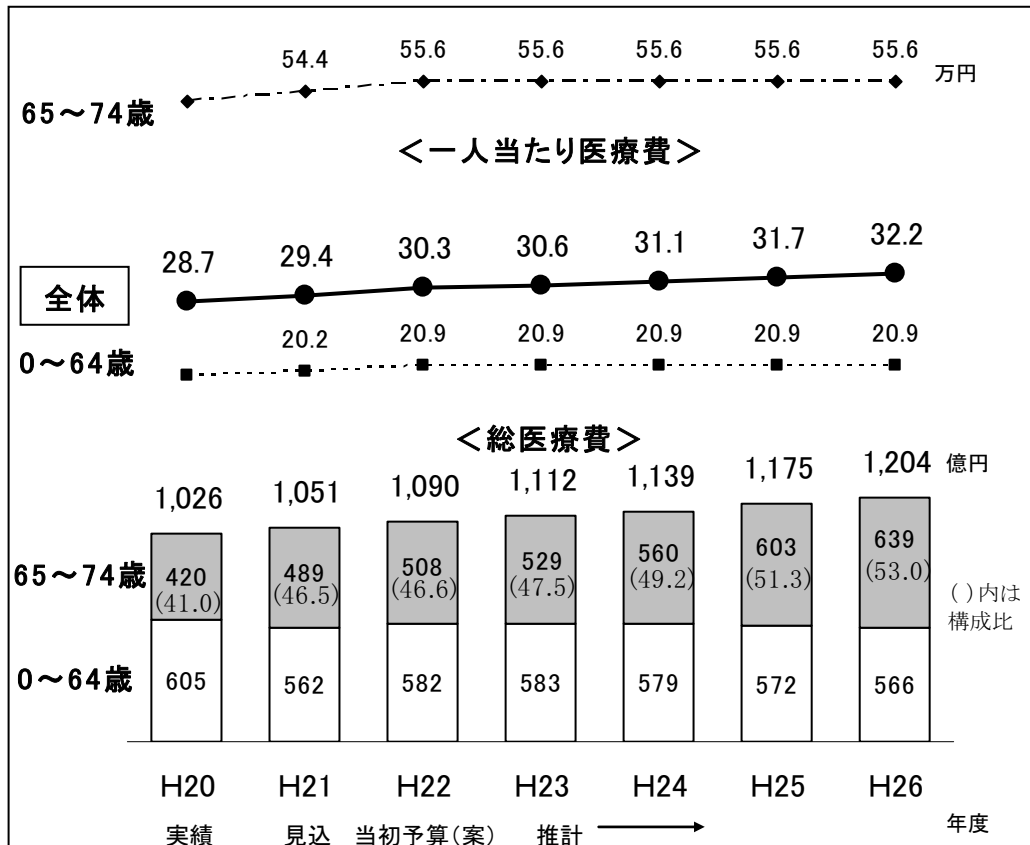
- ・ 団塊世代が定年退職し国保へ加入すること等により、高齢化が進展し医療費の増加が見込まれます。

【グラフ1】被保険者の年齢構成の推計



※ 本市における年齢ごとの全市人口に占める国保被保険者の加入割合を用い、今後、団塊世代が定年退職し被用者保険等から国保へ加入する数等を見込んだ。なお、0歳児の国保への加入数は、H22年度予算と同じ約2千人で固定。

【グラフ2】医療費の推計



※ 平成22年度の診療報酬改定的前提：+0.19%引上げ、平成23年度以降の改定は無しとした。

※ 各年齢区分ごとの一人あたり医療費は平成22年度と同額に固定し、推計。

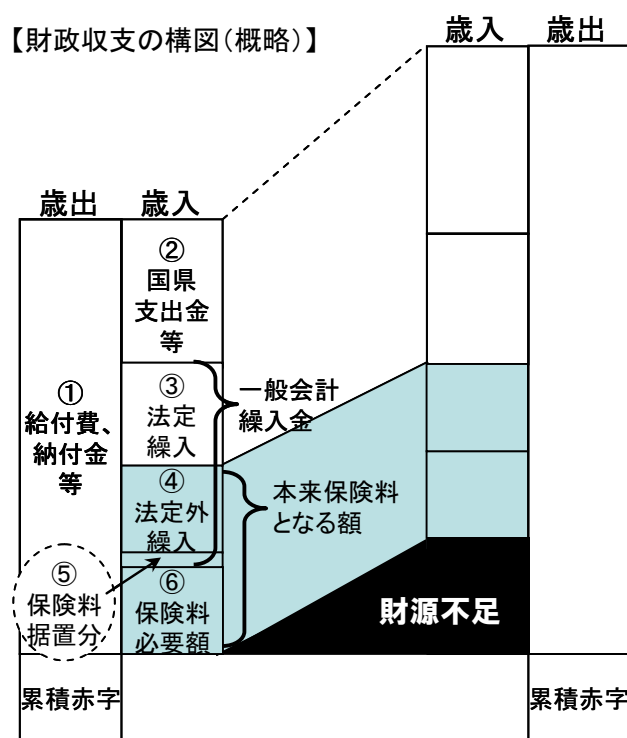
(2) 財政見通し

- 今後、医療費の増加等に伴い歳出が増加し、それに応じて歳入の国庫支出金や法定繰入も増加しますが、歳入のうち保険料や法定外繰入を平成22年度と同程度と仮定すると、表に示すとおり平成22年度～26年度で累計136億円の財源が不足すると見込まれ、歳出、歳入において一体的な取組を強化することが不可欠です。

2 財政健全化に向けた取組

(1) 収入の確保・支出増加の抑制

- まずは単年度の収支均衡を図るため、収入の確保・支出増加の抑制に努め(詳細は14ページ)、今後、財源不足を47億円圧縮します。
- それでもなお財源不足が累計89億円残り、20年度決算時点における69億円の累積赤字を加えると158億円の財源が不足すると見込まれます。



中期的な収支の見通し(繰上充用金を除く単年度事業分) (単位:億円)

	年度 H21 (当初)	健全化期間					5年間 累計
		1年目 H22 (予算案)	2年目 H23	3年目 H24	4年目 H25	5年目 H26	
A. 歳出							
①給付費、納付金等*1	1,317	1,328	1,378	1,419	1,467	1,510	7,102
B. 歳入							
②国庫負担金等	859	862	899	923	955	981	4,619
一般会計繰入	176	183	178	179	180	181	901
③法定繰入	104	107	108	109	110	110	544
④法定外繰入*2 (H22年度並仮置)	69	70	70	70	70	70	351
⑤保険料据置分	4	6					6
⑥保険料収入額*3 (H22年度並仮置)	282	282	286	289	293	296	1,446
歳入計	1,317	1,328	1,362	1,391	1,427	1,458	6,966
C. 財源不足(A-B)	-	-	16	28	40	52	136

*1: 後期高齢者支援金および介護納付金は、一人当たり単価の伸びをそれぞれ 毎年2.4%増、3.8%増で試算した。(22年度予算と同率)
 *2: H23年度以降の法定外繰入は、H22年度同額(保険料据置のための繰入は除く)で仮置きした。
 *3: H23年度以降の保険料収入額は、一人当たり保険料をH22年度同額で仮置きし、被保険者を掛けて算出した。

財政健全化に向けた取組における効果額*4

D. 効果額	収入の確保	-	3	8	8	9	28
	支出の増加の抑制	-	3	5	5	6	19
	効果額計	-	6	13	13	15	47
E. 健全化取組後の財源不足(C-D)	-	10	15	27	36	89	

*4: 効果額は、医療費等の歳出減に伴う国庫支出金等の歳入の減少を加味した実質効果額とした。

47億円
圧縮

◆財政健全化に向けた取組内容と指標

	指 標 ■は、目標の説明及び具体的な取組等	H20 決算	H21 目標	健全化期間 年次目標値					
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
				H22	H23	H24	H25	H26	
収入の確保	収納率の向上								
	収納率(全体(一般+退職))	%	85.90	87.40	88.70	90.00	90.33	90.67	91.00
	■平成23年度迄に、90%以上を目指し、それ以降も改善を目指す。 ■①～④の取組の他、若年層の納付勧奨、税部門との連携を引き続き行う。								
	① 滞納世帯数(5月末)	世帯	53,536	50,860	48,320	45,900	43,610	41,430	39,360
	■1期以上滞納のある世帯数。毎年5%ずつ減少となるよう取り組む。 ・各区の滞納整理係職員1名増員の継続配置。 ■「国民健康保険ご案内センター」等による納付勧奨により初期滞納者の減少に努める。								
② 滞納処分による差押等件数	件	1,051	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	
■悪質滞納者を対象に毎年100件ずつの増を目指し、自主的な納付を促す。また、納付交渉の機会を増やし、口座振替加入につながる折衝等、収納率の向上に結びつく取り組みを行う。 ■滞納処分業務経験者の配置や職員のスキルアップを図る。									
③ 口座振替利用世帯比率	%	43.9	48.0	49.0	50.0	51.0	52.0	53.0	
■平成23年度へ向けて、50%を目指す。 ■口座振替をしていない世帯の年齢構成や所得状況等の分析を行い、口座振替加入につながる可能性が高い世帯に対象を絞って加入勧奨を行うなど効果的な対策を講じていく。									
④ 「国民健康保険料ご案内センター」からの納付勧奨による収納効果額	百万円	141	160	170	180	190	200	210	
■毎年1,000万円増を目指す。 ■架電方法やシステムによる対象世帯の抽出方法等に工夫を凝らしながら、より効率的な業務を行うことにより、収納効果額を高めていく。									
支出の増加抑制	レセプト点検による医療費の適正化								
	⑤ レセプト点検効果率	%	0.25	0.26	0.27	0.28	0.29	0.30	0.30
	■レセプトの内容点検効果(給付費の減額)額の対療養給付費率。 ■平成22年度までに福岡県平均並を目指す。								
	ジェネリック医薬品(GE薬)普及による薬剤費の減少								
	⑥ GE薬普及率 ※数量ベース	%	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	33.0	36.0
■数量ベースで毎年3%ずつ拡大し、平成24年度には国が目標としている30%を目指す。 ■GE薬普及啓発の広報を定期的に行う。 ■GE薬希望カードの配布を定期的に行う。 ■「(GE薬に切替えることによる)自己負担軽減額のお知らせ」を被保険者毎に発行できるよう関係機関と協議し、22年度中に実施する。(予定)									
特定健診・特定保健指導による生活習慣病の減少									
⑦ 特定健診受診率	%	15.0	30.0	40.0	50.0	65.0	66.0	67.0	
■平成24年度迄に、受診率65%を目指す。 ■コールセンターによる勧奨を拡大する。 ■出前健診の回数増や駅前健診による健診機会の拡大、がん検診との同時実施による受診率向上を図る。									
⑧ 特定保健指導実施率	%	30.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	
■受診率向上に伴い保健指導対象者も増加するが、少なくとも45%の実施率を維持する。 ■慢性腎臓病(CKD)の概念啓発、ハイリスク者のフォローアップ(本庁保健師)を行う。									
⑨ メタボ該当者・予備群の減少率(20年度比)	%	—	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
■メタボリックシンドロームの該当者・予備群を対平成20年度比で10%減少する。 ■肥満リスク者の保健指導を実施(各区、医療機関)する。									

(2) 単年度収支均衡のための対策

- ・ 収入の確保、支出の増加の抑制のための取組に努めてもなお残る財源不足については、まずは単年度収支の均衡を最優先とし、経済情勢等を勘案しながら保険料の引上げや一般会計による特段の措置をお願いせざるをえないと考えています。

(3) 累積赤字への対応

- ・ 滞納繰越保険料収入の一部を累積赤字に充てることなどにより解消を図ります。
- ・ 抜本的な解消の実施については、経済情勢や国の制度改正の動向等を踏まえながら検討を進めてまいります。

(参考) 高齢者医療制度改革に関する国の動向

1) スケジュール

- ・ 平成23年 通常国会：関連法案提出
 - ・ 平成25年3月：後期高齢者医療制度廃止
 - ・ 平成25年4月：新制度開始
- ※ 「高齢者医療制度改革会議」(H21.11.6設置)において検討

2) 新制度の基本的な考え方(長妻厚生労働相提示)

- 1 後期高齢者医療制度は廃止する。
- 2 マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。
- 3 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。
- 4 市町村国保などの負担増に十分配慮する。
- 5 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。
- 6 市町村国保の広域化につながる見直しを行う。

○福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

[任期 平成20年7月1日 ~ 平成22年6月30日]

区分	氏名	役職名（選出期間名）	区分	氏名	役職名（選出機関名）
公益 代表 表	(会長) 尾形裕也	九州大学大学院 医学研究院（教授）	被 保 險 者 代 表	安河内 洋 捷	福岡市農業委員会 （会長）
	(副会長) 大石修二	福岡市議会（議員）		島田 捨 男	福岡市漁業協同組合 （参事）
	中山 郁 美	福岡市議会（議員）		中野 親 一	博多人形商工業協同組合 （副理事長）
	今林 秀 明	福岡市議会（議員）		緒方 博 (H21.7.22以降)	福岡市食品衛生協会 （博多支所長）
	井上 賢 司	福岡商工会議所（議員）		結城 勉	福岡市自治協議会等7区 会長会（代表）
	田川 大 介	西日本新聞社 （編集委員）		田代 桂 子	福岡市七区男女共同参画 協議会（代表）
療 養 担 当 代 表	宮崎 良 春	福岡市医師会（会長）			
	江頭 啓 介	福岡市医師会（副会長）			
	平田 泰 彦	福岡市医師会（理事）			
	山本 達 雄	福岡市歯科医師会 （会長）			
	堀尾 明 秀	福岡市歯科医師会 （副会長）			
	小野 信 昭	福岡市薬剤師会（会長）			

(順不同)

○事務局関係者名簿

組 織		氏 名
保 健 福 祉 局	局 長	井 崎 進
	理 事	恒 吉 香保子
	保 健 医 療 部 長	大 和 正 芳
	保 険 年 金 課 長	金 子 孝 之
	国 保 指 導 課 長	田 中 教 生
区 役 所	東 区 保 険 年 金 課 長	田 籠 弘 道
	博 多 区 保 険 年 金 課 長	平 田 成 人
	中 央 区 保 険 年 金 課 長	末 永 多 賀 親
	南 区 保 険 年 金 課 長	友 岡 正 美
	城 南 区 保 険 年 金 課 長	原 田 桂 太
	早 良 区 保 険 年 金 課 長	吉 永 公 一 郎
	西 区 保 険 年 金 課 長	大 屋 雅 治
	西 区 今 宿 出 張 所 長	大 内 田 正

福岡市国民健康保険運営協議会 庶務担当
 福岡市保健福祉局 保健医療部 保険年金課
 管理係 野中・福留

用語解説

用語	用語の解説
国民健康保険	相扶共済の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度。
保険者	保険事業を行う者。市町村。
被保険者	保険の利益を受ける者。資格要件は、当該市町村の区域内に住所を有する者である。ただし、他の医療保険の適用を受けるとる者や生活保護を受けるとる者などは、被保険者から除外される。
保険料 医療給付費分	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち医療給付に充てられるもの。
〃 後期高齢者支援分	〃 後期高齢者支援金に充てられるもの。
〃 介護納付金分	〃 介護納付金に充てられるもの。
国庫支出金	国が財政面において行う各種の負担金、補助金の総称。
療養給付費等負担金	国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用について、国が定率の負担をする負担金。
財政調整交付金	主に財政負担能力を考慮して配分される国の交付金。普通調整交付金と特別調整交付金に分かれる。
普通調整交付金	市町村の間には医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差があり、財政格差が存在している。普通調整交付金は画一的な測定基準によって市町村の国保の財政力を測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対して、その程度に応じて交付される交付金。
特別調整交付金	普通調整交付金の画一的な測定基準では措置できない特別の事情（震災、風水害による保険料の減免や流行病などにより療養の給付費が多額になった場合などの特殊事情による財政難の不均衡）がある場合に交付される交付金。
療養給付費交付金	退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、被用者保険等の保険者の拠出金を財源とした交付金。
前期高齢者交付金	前期高齢者(65～74歳)の医療費に係る保険者間の財政調整による交付金。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る場合に交付され、下回る場合は拠出する。 平成20年度に新設。
県支出金	県が財政面において行う各種の負担金、補助金の総称。
一般会計繰入金	被保険者の負担軽減のため一般会計から支出される繰入金。

用語解説

用語	用語の解説
保険給付費	療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金等のその他の保険給付に係る支出金の合計。
医療給付費	療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費及び高額療養費の合計。
療養の給付	診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護のこと。現物給付として行われる。
現物給付	保険事故が発生したときに直接、物またはサービスの形で行われる給付（病気またはけがが発生した場合、これに対して療養、すなわち診療、投薬、注射、手術、処置、病院への入院などが給付される）。 医療保険制度における療養に関する給付は現物給付が原則となっており、例外的にこれによることが不可能な場合などに現金給付が行われる。
現金給付	保険事故が発生したときに支給される保険給付のうち、現金で支払われるもの。
療養給付費	療養の給付について保険者が負担する額。
療養費	医療保険制度においては、療養の給付が原則となっているが、保険医療機関等が当該地域に存在しない場合、または被保険者の責に帰し得ない特別の事由のため、現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後に現金でその費用を保険者から受けるもの。
高額療養費	被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超える額について保険者が給付する額。
老人保健拠出金	老人保健法の規定により保険者が納付の義務を負う拠出金。
後期高齢者支援金	老人保健拠出金に替わり平成20年度から新設された拠出金。後期高齢者医療の加入者の医療費に充てられる。
介護納付金	介護保険法に規定する介護給付及び予防給付に要する費用に充てるため保険者が負担する納付金。
高額医療費共同事業	各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として行っている高額な医療費に対する再保険事業。 対象は、レセプト一件あたり80万円を越えるもの。
保険財政共同安定化事業	県内市町村国保の保険料の平準化や財政の安定化を図ることを目的とした事業。 対象は、レセプト一件あたり30万円を越えるもの。
繰上充用	会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる額。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないこととされている。